

検討の方向性について（案）

1. 検討にあたり前提となる事項

1-1. 建築設計標準とは

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下「建築設計標準」という。）は、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものである。

建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や、設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容、建築物のバリアフリーの標準的な内容を、図表や設計例を交えて解説することとしている。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。

1-2. これまでに抽出された要望や課題

「ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会（平成30年6月）」（以下「前回の検討会」という。）において抽出された要望及び課題を踏まえて、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（ホテル又は旅館の客室に関する追補版）」（以下「建築設計標準（追補版）」という。）の策定に向けて、充実すべき内容（客室の快適性・デザイン性に係る解説や設計標準の追加、優良事例の追加等）について、検討・整理を行う。

■前回の検討会において抽出された要望及び課題

- ・複数のバリアフリー客室へのニーズ
- ・バリアフリー客室の稼働率が低い
- ・バリアフリー客室の快適性・デザイン性等、設計上の配慮が必要
- ・多様なニーズ（広さ、設備、価格等）に対応した客室が不足
- ・バリアフリーに配慮した一般客室が少ない
- ・段差解消等の共用部のバリアフリー化やソフト面の対応（前回の検討会での意見交換より）

資料3（別紙）参照

2. 検討の方向性について（案）

2-1. 建築設計標準（追補版）の目次（案）について

建築設計標準（平成 29 年 3 月版）は、次のような全体構成となっている。今回の改正では、ホテル・旅館に関連する「第 2 章 建築設計標準」「第 3 章 設計事例集」について充実を図り、建築設計標準（追補版）として、建築設計標準（平成 29 年 3 月版）の内容を追補するものとする。

参考資料 4 参照

第1章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について	} ホテル・旅館 に関連する 部分の改正
第2章 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	
第1部 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について	
第2部 単位空間等の設計（法令に基づく基準、設計の考え方及び設計のポイント、各部の設計標準、改善・改修のポイント、モデルプラン、設計例（写真））	
第3章 設計事例集	
第4章 基本寸法等	
付 録 （法律及び関係政省令・告示、地方条例の概要等）	

平成 27 年 7 月に国土交通省が策定した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版）」の目次構成は、「1. 劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設全体の計画のポイント」「2. 劇場、競技場等の客席・観覧席」「3. 設計事例集」の3つの章立てとなっている。

今回の建築設計標準（追補版）についても、これに倣い、「1. ホテル又は旅館の施設全体の計画のポイント」「2. 客室」「3. 設計事例集」の3つの章立てにより、検討を進める。（次頁参照）

ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に 配慮した建築設計標準（追補版） 目次（案）

今回の建築設計標準の改正について

1. ホテル又は旅館の施設全体の計画のポイント

- (1) すべての人に使いやすい建築物の計画、設計
 - (2) 建築計画の手順
 - (3) 建築計画の要点
 - (4) ホテル又は旅館の計画・設計のポイント
 - (5) 改善・改修のチェックポイント
 - (6) 災害時の避難、誘導について
 - (7) ホテル又は旅館における単位空間等の設計
 - ・敷地内の通路 ・駐車場 ・建築物の出入口 ・屋内の通路 ・階段
 - ・エレベーター・エスカレーター ・便所・洗面所 ・利用居室の出入口
 - ・浴室（共同浴室を含む）・シャワー室、脱衣室・更衣室 ・避難設備・施設
 - ・造作・機器 ・案内表示 ・視覚障害者誘導用設備 ・情報伝達設備
- [設計例]

2. 客室

- ・基準 ・設計の考え方 ・設計のポイント
 - ・客室の設計標準
 - (1) 車椅子使用者用客室
 - (2) 一般客室
 - (3) 案内表示、情報伝達設備等
- [設計例]
- ・改善・改修のポイント
 - (1) 車椅子使用者用客室
 - (2) 一般客室
- [設計例]
- ・ソフト面の工夫
 - (1) 情報提供とコミュニケーション
 - (2) 備品の対応、貸し出し
 - (3) 客室の位置
 - (4) 人的対応
- [事例]

3. 設計事例集

建築設計標準

設計事例集

2-2. 建築設計標準の改正（案）について

●主な改正項目（案）

1. 車椅子使用者用客室設置数の基準見直しを反映する。
2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に応じて、客室モデルのバリエーションを追加する。
3. 全客室に共通する配慮事項、共用部分・ソフト面に関する配慮事項を整理・充実する。
4. その他 → 検討会における意見収集により今後、追加

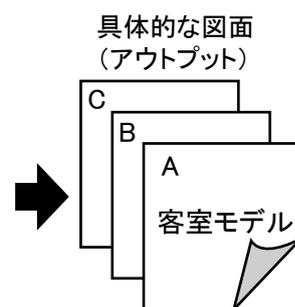
●改正にあたっての進め方（案）

- ・ホテル又は旅館の特徴や客室の状況に応じて、建築主や設計者の企画・設計や、審査側等の審査・指導の選択肢が広げられるなど、実務において有効に参照・活用できるものとなるよう、委員等から意見収集を行う。
- ・ホテル又は旅館における建築計画の要点や客室等の配慮事項について、記述の充実を図るとともに、文章を補完する図版等を組み込む。
- ・客室タイプ（シングル・ツイン、広さ等）ごとに客室モデルのバリエーションを追加するため、記述を見直すとともに、様々な与件の組合せに応じた、客室モデルのバリエーション対応の水準を整理し、具体的に客室モデルプランの作図を行う。（下図参照）

（参考例示）※内容検討・整理

項目	車椅子使用者用客室	高齢者、障害者等に配慮した一般客室
客室タイプ	共通事項	新築／改修、シングル／ツイン／ダブル
	広さ	大 / 中 / 小
与件	客室出入口	有効 80cm 以上
	客室内出入口	有効 80cm 以上 原則 80cm 以上 やむを得ない場合：有効70cm 以上
	水廻り空間	ユニットバス（一体型）／分離タイプ／シャワーブースのみ等
	車椅子の円滑な利用	車椅子で利用しやすいよう十分な空間を確保
	間口×奥行

.....



2-3. 設計例・事例及び設計事例集への優良事例の追加（案）について

● 優良事例と考えられる施設等（案）（→資料5）

1. 高齢者、障害者等を含めた、誰もが利用しやすい魅力ある車椅子利用者用客室の事例
2. 高齢者、障害者等に配慮された一般客室や共用部分の事例
3. バリアフリー対応に加えて、快適性やデザイン性に配慮された設計上の工夫事例
4. 集客力の向上や魅力ある施設づくりにつながる、効果的なバリアフリー改修の事例
5. ソフト面も含めたバリアフリー対応の事例
6. その他 → 検討会における意見収集により今後、追加

● 事例の収集及び選定・とりまとめにあたっての進め方（案）

視察候補の収集及び選定方法

- ・各委員からの紹介、設計者及びメーカーヒアリング、雑誌・HP・文献調査から事例収集の上、検討会座長に相談・報告を行いながら、上記の視点で優良と考えられる視察候補（新築・改修）を選定し、現地視察調査を実施する。
- ・優良事例の選定にあたっては、新築・改修、ホテル・旅館、水廻りや客室の大きさ等の分類に応じて、多種多様な設計事例をバランスよく選定する。

とりまとめにあたって

- ・バリアフリー対応の取組方法、きめ細かな設計上の配慮事項、快適性・デザイン性に係る創意工夫等、図版や必要な寸法記入、写真等で事例の解説を充実させる。

2-4. 検討スケジュール（案）

日 程	実施計画
2018（平成 30）年 9 月 21 日（金）10:00～12:00 場所：都市センター5 階オリオン	<u>○ 第 1 回検討会</u> ・ 本検討会の設置について ・ 検討の方向性（案）について
2018（平成 30）年 12 月 3 日（月）13:30～15:30 場所：未定	<u>○ 第 2 回検討会の開催</u> ・ 建築設計標準（追補版）（素案）について
2019（平成 31）年 1 月 21 日（月）13:30～15:30 場所：未定	<u>○ 第 3 回検討会の開催</u> ・ 建築設計標準（追補版）（案）について
2019（平成 31）年 2 月頃	・ パブリックコメントの実施
2019（平成 31）年 3 月	・ 建築設計標準（追補版）の公表